#### 〈論文〉

## 張作霖爆殺事件と東京裁判

島 公 司

横

### はじめに

張作霖が乗車する特別列車が、奉天城からほど近い皇姑屯の満鉄線と京一九二八(昭和三)年六月四日、当時「満州」の実質的支配者であった ゆる「張作霖爆殺事件」である。 奉線のクロス地点において突如爆破されるという事件が起こった。 いわ

い」と告げられる。こうして張作霖爆殺事件は、昭和天皇の「叱責」によは致そうが若し某重大事件に関することなら恐らくお聴きになりますま 試みるが、鈴木貫太郎侍従長から「たって拝謁を願われるならお取次ぎ 分は厭だ」と語ったとされる。 実なりせば法に照らして厳然たる処分を行う」と昭和天皇に上奏した。 国軍人関係せるものあるものの如く、目下鋭意調査中なるを以て若し事 って内閣総辞職という、 たことと違ふぢゃじゃないか」と田中を「叱責」したのである。このとき って事件の処理を行いたいと上奏するが、天皇は た。追い込まれた田中は、翌二九年六月二七日、責任者の行政処分によ ほぼ明らかとなったが、陸軍は真相を公表することに反対の姿勢を示し そして調査の結果、事件は関東軍高級参謀河本大作の犯行であることが した声を踏まえ田中義一首相は、「(張) 作霖横死事件には遺憾ながら帝 この事件は、 和天皇は、「田中のいうことはちっともわからぬ。 勃発直後から日本軍人による謀略と噂されていた。 日本憲政史上例のない事態に発展するに至った 田中は天皇の誤解を解こうと翌日参内を 「おまえの最初に言っ 再びきくことは自 そう

州某重大事件」と通称され、 こうした事実の多くは当時の政府関係者、 しかし田中内閣が発した記事差止命令によって、この事件は「満 一般国民には事件の真相は戦前期を通じて マスコミ等の知るところで

> が大きく書き換えられることは難しいように思われる。同事件に関しては、相当な新史料の発見でもない限り、こうした「定説 は事件に関する事実関係はほぼ立証されているといえよう。 そして昭和天皇との関係といった観点からの解明が進んだことで、 た。さらに日本近現代史・日中関係史の分野から軍部や宮中側近の動向、 は関係者の聞き取りをもとにした著作や論文の発表が相次いでなされ よって、 切あきらかにされてこなかった。東京裁判における田中隆吉の証1 事件の真相が白日のもとに晒されたのち、事件関係者本人また 少なくとも

理を行なったうえで、 れまであまり語られてこなかったように思われる。 おいて優れた既存研究が数多くある一方で、東京裁判との関係からはこ ではない。だが、張作霖爆殺事件をめぐっては、当該期の政治外交面に ってみたい。 でこの事件はどう扱われたのか。こうした観点から、 それゆえ本稿では、張作霖爆殺事件を東京裁判との関係から改 本稿も、 同事件に対し、新たな事実をさらに付け加えようというも 東京裁判における「訴追」と「免責」の論理のなか 若干の検討を行な めて整

81

## 起訴状とのかかわり

まりは一九二八年一月一日よりはじまると規定されている。従って、東京裁判の起訴状において、日本の行った侵略戦争の共同謀議のは 霖爆殺事件の位置づけを明らかにすることにもつながるからだ。 については、考えておかねばなるまい。それは、東京裁判における張作 の侵略戦争に対する共同謀議のはじまりであると検察側が規定したのか かは、本稿の検討課題ではないが、それでもなぜ田中内閣からが、 されたと認識していたことになる。その理解が正確なものであるかどう 訴状から見る限り、 検察側は田中内閣から侵略戦争の計画、 準備が開 日本 起

つか列挙できる。しては、張作霖爆殺事件以外にも、それなりに説得力のある理由がいくしては、張作霖爆殺事件以外にも、それなりに説得力のある理由がいくって日本が侵略戦争の準備、遂行を開始したと検察側が判断した根拠と年八月) されたのもこの年のことである。このように、一九二八年をも

いわざるを得ない。ついては諸説が錯綜し、いまだはっきりとしたことはわかっていないとついては諸説が錯綜し、いまだはっきりとしたことはわかっていないにしかし、起訴状作成の段階でどの事件が「決定打」と見なされたかに

### 一田中上奏文

一九四六年三月一二日付の「天声人語」では、次のように述べられてい一般的であった。だが、敗戦後、同文書は一時的に「脚光」を浴びていた。前からその存在は知られていたが、たわいのない「偽書」という理解が皇に対満蒙政策を上奏したという「秘密文書」を指す。日本国内でも戦は、一九二七(昭和二)年の東方会議の決定により、田中義一首相が天は、一九二七(昭和二)年の東方会議の決定により、田中美一首相が天は、一九二七(昭和二)年の東方会議の決定により、田中上奏文」ともっとも荒唐無稽なものとしてあげることができよう。「田中上奏文」といわゆる「田中上奏文」(田中メモランダム)が用いられた、という説がいわゆる「田中上奏文」(田中メモランダム)が用いられた、という説がいわゆる「田中上奏文」(田中メモランダム)が用いられた、という説がいわゆる「田中上奏文」(田中メモランダム)が開発して、

相が首相に叛き、下僚軍閥が中央の統制に服しない宿弊は茲に端を▼真贋の程は保障の限りでないが、事件の責任者たる某大佐を軍法として首相と外相を兼ねていたが、事件の責任者たる某大佐を軍法として首相と外相を兼ねていたが、事件の責任者たる某大佐を軍法として首相と外相を兼ねていたが、事件の責任者たる某大佐を軍法として首相と外相を兼ねていたが、事件の責任者たる某大佐を軍法として首相と外相を兼ねていたが、事件の責任者たる某大佐を軍法にいしたのであった▼そこで田中首相に御下間があり、話が違うでかにしたのであった▼そこで田中首相に御下間があり、話が違うでかにしたのであった▼そこで田中首相に御下間があり、話が違うではないかといふ訳で、忽ち同首相は恐懼して〔中略〕辞職して了ったはないかといふ訳で、忽ち同首相は恐懼して〔中略〕辞職して了ったはないかといふ訳で、忽ち同首相は恐懼して〔中略〕辞職して了った日本軍閥の東亜侵略案を纏めたテキストと噂せられた田中覚書日本軍閥の東亜侵略案を纏めたテキストと噂せられた田中覚書

のであろう。が、その責任は責任として軍閥侵略史の第一巻に大書せらるべきも発したとも見られ、この意味で田中大将の立場は気の毒でもあった

閣の海軍大臣)に対し、清瀬一郎弁護人が、次のような質問を行ってい共同謀議の立証段階において、検察側証人の岡田啓介(元首相、田中内を誤ったことが指摘されていた。ちなみに、この天声人語からは、朝日を誤ったことが指摘されていた。ちなみに、この天声人語からは、朝日れに関連させるかたちで、田中内閣期におこった張作霖爆殺事件の処理れに関連させるかたちで、田中内閣期におこった張作霖爆殺事件の処理

ルノデアリマスカハ世間デ云フ「田中メモリアルトイッタヤウナモノヲ指シテ居ラレハ世間デ云フ「田中メモリアルトイッタヤウナモノヲ指シテ居ラレ清瀬弁護人 ……田中ガ最後的計算ヲ持ッテ居タトアリマスガ、是

イノデアリマス、私ハサウイウモノハナイト信ジテ居リマス、私ハサウイウモノハナイト信ジテ居リマス(g) 岡田証人 私ハ「田中メモランダム」ト云フモノヲ見タコトガナ

側が考えていた可能性は否定できない。

「張作霖爆殺事件」も等しく中国側の謀略として否定することを弁護を念頭に置かなくてはならない。日本政府は、同事件は中国の便衣隊のを念頭に置かなくてはならない。日本政府は、同事件は中国の便衣隊の犯行であったという公式見解を崩したわけではなく、しかも事件から一次年も時間が経過していた。弁護側が張作霖爆殺の「虚構」を信じていたとしても、それほど不思議は無い。それゆえこの段階では「田中上奏文」という事実たとしても、それほど不思議は無い。それゆえこの段階では「田中上奏文」という事実にであったという。日本人の殆どが「張る。だが、このときの弁護側の動向を考える上で、日本人の殆どが「張る。だが、このときの弁護側の動向を考える上で、日本人の殆どが「張る。だが、このときの弁護側の動向を考える上で、日本人の殆どが「張る。だが、このときの弁護側の動向を考える上で、日本人の殆どが「張る。だが、このときの弁護側の動向を考える上で、日本人の殆どが「張る。だが、このときの弁護側の動向を考える上で、日本人の殆どが「張る。だが、このときの弁護側の動向を考えていた可能性は否定できない。

検察側の「機先を制する」ことを狙ったのかもしれない。ぶつけ、同文書が「偽書」であるという言質を引き出しておくことで、に同文書を証拠として持ち出すことを考慮した結果、岡田にこの質問をしたがって弁護側の意図としては、検察側が共同謀議を立証するため

だが、弁護側の意図がいずれにあったにせよ、次に述べる田中隆吉の

証言を報じている。

#### = 田中隆吉の大暴露

過したこの日、一人の人物が検察側の証言台に立った。その人物の名は とさせるに充分過ぎる程のインパクトを持っていた。 証言台に座ったとき、被告席の陸軍軍人たちの間からはどよめきがおこ ったと言われている。そして、実際に彼が証言した内容は、 九四六 (昭和二一) 年七月五日、 開戦時の陸軍省兵務局長に地位にあった人物である。田中が 東京裁判開廷から二ヶ月余りが経 法廷を騒然

のように答えている。 午前一一時二分、証言台に立った田中は、サケット検事の尋問に対 L

シマシタカ ガ法廷ニ対シ提出サレテオリマスガ、 一九二八年六月四日、 張作霖ヲ殺シタト云フ証 誰ガ之ヲ殺

以下略

中証· 画ニヨッテ実行サレタモノデアリマス 張作霖ノ死ハ当時ノ関東軍高級参謀河本大佐ノ計

田

が指揮」という大々的な見出しを掲げるなど、新聞各紙は一斉に田中の暴露から一夜明けた七月六日の朝日新聞は「張作霖爆殺計画は河本参謀 た。当時の新聞は、 計画、実行した「謀略」によって殺害されたという衝撃的な暴露であっ すなわち、 張作霖はかつての関東軍高級参謀であった河本大作大佐が 連日にわたり東京裁判の動向を伝えていたが、この

なかった。 作霖爆殺のほかにも、満州事変や国家主義運動、満州国における阿片・ 麻薬問題、 さらに田中は、検察側証人として五日間証言を行っているなかで、 そのなかには、 俘虜問題など、非常に多岐にわたり日本の犯罪について証言 被告にとって不利になる証言も決して少なく

### 四 なぜ田中は真相を知っていたか

三一回という、異例の長さで尋問が行われていた。人から尋問を行っていたが、田中に対しては裁判が開廷した後も含め計 玉 際検察局は、東京裁判が開廷する以前から容疑者、 被告を含む数百

回尋問は、 四六年二月一九日に行なわれた。長文であるが引用す

土肥原は、その謀殺に関係したのでしょうか。

る。

答問 そうは思いません。問題の殺害は、ごく少数の日本人将校によ って行なわれたのです。

問 ますか。 彼らのなかの何人かについて、 それがだれであったか知ってい

はい、確かに知っております。 当時の関東軍の高級参謀です。

それはだれですか。 河本大作大佐です。

問答問答問 彼は今なお生存しておりますか。

生存しています。

彼の所在はどこですか

が、工兵隊の将校たち何人かを率いて、北京〔奉天〕の西すぐ 近くの鉄道交叉点に架かっている橋に爆弾を仕掛けて張作霖を 山西(支那山西省太原)です。彼はそこに住んでいます……彼

問 その交叉点は、一方の鉄道が橋の上で他方の鉄道を跨いで交叉 している地点でしたか。 殺害したのであります。

問答 そうです。彼は、下側の位置で殺害されました。 彼の列車は、地上面に敷設された鉄道上を走っていたのです

答 はい、そうです。

問 そして、 鉄橋に固定されたのですか。 爆薬は、 彼の列車が走っていた鉄道の上に架けられた

答

い、そうです。

問 そういうことですか。 彼の列車が鉄橋の下を通過したその瞬間に爆薬が点火された。

きりと述べていた。 いて詳しい尋問がなされる。ここでも田中は、河本の関与についてはっ そして同年五月一八日に行なわれた第二四回尋問で、再び同事件につ

(エルトン・M・ハイダー―引用者) 作霖を謀殺したか知っていますか。 将軍、 あなたは、だれが張

河本大作です。

将軍、どのようにしてそのことを知ったのですか。

問答問答 河本がそれについて話してくれたのです。

彼は、いつあなたにそのことを話したのですか。

を去り、南満州炭鉱株式会社理事長をしていました。われわれ を殺害したことをその当時知っていました。……当時彼は陸軍 私が関東軍参謀部に勤務していたころです。私は、彼が張作霖 始終を話してくれました。 方法で張を殺害したのか、と尋ねると、彼はそれについて一時 は互いに酒を酌み交わしましたが、彼は……私が、どのような

マッケンジー氏 ましたか。 河本はあなたに、彼が張作霖を殺害した、と言

彼自身が私にそう言いました。

河本は私に、きわめて高性能の爆弾を陸橋に仕掛けた、 彼は、どのような方法でそれを行なったのですか と言

ました。〔鉄道〕交差点にです。

問 私は、北京にいました、日本大使館付でした。あなたは、張作霖が殺害された当時、中国にいたのですか。

正確にお話します。それは、河本自らの計画でした。彼個人の 軍が張作霖の殺害を計画したのですか、それとも、それは、 の将校が個人で考え付いたことですか。

画であって、日本軍の計画ではありませんでした(®)

者である以上、田中が詳しいことはむしろ当然であったのである。 実から、むしろ田中自身が関与者の一人であったと指摘している。 ない」と指摘している。栗屋は、張作霖爆殺事件当時、田中は支那研究 査報告書を読んだことなどをあげている。それらも、あるいは事実であ身から話を聞いたこと、さらに兵務局長のとき、峯幸松憲兵司令官の調 問で、張作霖爆殺事件を知っているものとして、河本以外にさらに多田 がって田中の証言は、単純に伝聞から得た情報というより、事件の首謀 する特別列車の編成、出発時刻などについての調査を自ら行っていた事 **員として北京に駐在し、張作霖爆殺のための準備として、張作霖の座上** ったかもしれないが、、粟屋憲太郎は「それをそのまま信じるわけにいか か。田中は、これらの事実を知った理由として、先述したように河本自 駿(陸軍大将)、柴山兼四郎(陸軍中将)その他数人の名前をあげていた。 者として河本大作の名をすでに明言していた。さらに田中は、一連の尋 一方で、なぜ田中はこれほどまでに事件の詳細を知っていたのだろう このように、田中は張作霖爆殺事件に話題が及んだ際、同事件の首謀 関係者から直接の情報を得た、というのがより正確であろう。 した

多い。田中の証言の価値は、決して小さくないのである。 裁判で行った証言によってはじめて明らかになった歴史的事実は非常に は巧みに伏せた証言でもあったことは確かである。しかし、田中が東京 るなどの事実を歪曲したものもあったし、自分が関与した部分についてこのように田中の証言のなかには、意図的に当事者の名前を言い換え

段階で既に把握していた。さらに田中が挙げた人物の少なくとも一部 問によって張作霖の爆殺が日本軍の謀略であることは起訴状作成以前の 判に召喚することが事実上不可能であったことが大きな理由のひとつで 事件の鍵を握る有力な証人を欠いていたとされる。そして、この事件が あったことは間違いない。しかし、先述のように、検察側は、 直接には裁判の争点とならなかった大きな理由は、実行犯である河本 一般に東京裁判では、張作霖爆殺事件に関与した有力な証人、それも 裁判に召喚することが充分可能であったのである。それゆえ、 中国山西省の軍閥、閻錫山のもとに身を寄せており、裁 田中の尋

れるべき課題であるといえるだろう。検察側が証人として召喚を求めなかったのか、という点が、今後解明さ

# 五 河本は如何なる形で裁き得たか

%。 では、河本は如何なる訴因によって起訴されただろうったといえる。では、河本は如何なる訴因によって起訴されただろう配地域内にいたならば、戦犯として法廷に立っていた可能性は充分にあこれまでみてきたように、河本が日本国内か、少なくとも連合国の支

おそらく、河本もまた他の被告と同様に、「平和に対する罪」が適用おそらく、河本もまた他の被告と同様に、「平和に対する罪」が適用おそらく、河本もまた他の被告と同様に、「平和に対する罪」が適用おそらく、河本もまた他の被告と同様に、「平和に対する罪」が適用おそらく、河本もまた他の被告と同様に、「平和に対する罪」が適用おように思われる。

かもしれない。その人物は、昭和天皇である。人物の存在こそが、同事件が単独の訴因とならなかった理由であったの一人だけ存在していたことを見逃すわけにはいかない。あるいは、そのしかしその一方で、東京裁判の時点で事件に主体的に関与した人物が

# 六 張作霖爆殺事件の「訴追」と「免責」

も、白川陸相の天皇への「内奏写」は、張作霖爆殺の首謀者が河本であ陸相の昭和天皇への「内奏写」や「上奏案」などが含まれていた。なかで極秘資料で、白川義則陸軍大臣の田中首相宛報告書や、田中首相や白川検察局にある資料を届けている。その中には、張作霖爆殺事件をめぐる検察局にある資料を届けている。その中には、張作霖爆殺事件をめぐる戦後、首相の地位にまで登りつめた鳩山一郎は、東京裁判のさなか、

ることを明言していた。

判における自身の弁明と責任回避を試みたのかもしれない。
地完全にはわかっていないが、自ら資料を積極的に示すことで、東京裁る政府内部の事情を熟知していた。これらの資料を提出した鳩山の意図田中内閣の内閣書記官長であった鳩山は、事件の真相と、処理をめぐ

要不可欠であったのである。 しかし、この資料は証拠として東京裁判で活用されることはなかった。それは、キーナンを始めとする国際検察局は、マッカーサーの意向た。それは、キーナンを始めとする国際検察局は、マッカーサーの意向た。それは、キーナンを始めとする国際検察局は、マッカーサーの意向た。それは、キーナンを始めとする国際検察局は、マッカーサーの意向た。それは、キーナンを始めとする国際検察局は、マッカーサーの意向た。それは、キーナンを始めとする国際検察局は、マッカーサーの意向た。それは、キーナンを始めとする国際検察局は、マッカーサーの意向た。それは、キーナンを始めとする国際検察局は、マッカーサーの意向た。それは、キーナンを始めとする国際検察局は、マッカーサーの意向た。それは、キーナンを始めとする国際検察局は、マッカーサーの意向た。それは、キーナンを始めとする国際検察局は、マッカーサーの意向た。それは、キーナンを始めとする国際検察局は、マッカーサーの意向た。それは、キーナンを始めとする国際検察局は、マッカーサーの意向た。それは、キーナンを始めとする国際検察局は、マッカーサーの意向た。それは、キーナンを始めとする所の意見を持っていたの意見を表するとして必要に対していた。

こうして鳩山の資料は、闇に葬られたのであった。 めていたという事実を、これらの資料は明白に示していたためである。 とを知っていたこと、そのうえで事件を不問に附すことを天皇自身が認とを知っていたこと、そのうえで事件を不問に附すことを天皇自身が認いなかった。何故なら、天皇は張作霖爆殺の犯人が日本軍人であるこで実現しつつあった天皇不訴追の方針を蒸し返す「諸刃の剣」にもなりて実現しつ一方で、張作霖爆殺事件は、扱いによっては日米合作によっだがその一方で、張作霖爆殺事件は、扱いによっては日米合作によっ

作用した事件でもあったのである。 すなわち張作霖爆殺事件もまた、東京裁判における「免責」の論理が

#### 注

三省 (奉天・吉林・黒龍江) 及び東部内蒙古の熱河を加えた地域を(1) 本稿で用いる 「満州」とは、張作霖の支配地域であった、中国東

指す。

- 「頁。(3)原田熊雄『西園寺公と政局』第一巻 (岩波書店、一九五○年)、一(3)原田熊雄『西園寺公と政局』第一巻 (岩波書店、一九五○年)、一
- (4) 前掲書、一一頁。
- (5) 前掲『田中義一伝記』下、一〇三九頁。
- 和による論争に発展する。 のち、天皇の政治行動と責任の是非を巡って、大江志乃夫と永井 慮』」『プレジデント』(一九八五年九月号)によって端緒が付けられ がわりについては、秦郁彦「『オラが総理』を更迭した青年君主の『熟 かわりについては、秦郁彦「『オラが総理』を更迭した青年君主の『熟

天皇が大江の要求どおりに行動するためには、昭和天皇は戦前期にた、一種の謬論に過ぎない」と述べる。永井は、立憲君主としてのる『新見解』は、じつはいくつかの誤った認識の上に組み立てられ和である。永井は、「本書 (『張作霖爆殺』―引用者) で展開されてい一方、こうした「新解釈」に、真っ向から反論を試みたのが永井

叱責」を加えた理由を、現時点では次のように考えている。 筆者は、こうした先行研究を踏まえたうえで、昭和天皇が田中に

田中に対する天皇の不信任の意向そのものは、昭和天皇が田中に田中に対する天皇の不信任の意向そのものは、決して天皇の突発的な反応ではなかったのである。そして、事前の打ち合わせを越えた「強い語気」で田中に責任る。そして、事前の打ち合わせを越えた「強い語気」で田中に責任る。そして、事前の打ち合わせを越えた「強い語気」で田中に責任を取るよう天皇が迫ったのは、首相としての責任を取ろうとせず、を取るよう天皇が迫ったのは、首相としての責任を取ろうとせず、とにかく問題をうやむやにしてしまいたいと云う田中の態度に怒りたい。

- 二〇〇六年)を参照のこと。―」『地域と経済』第三号(札幌大学経済学部附属地域経済研究所、「昭和初期における新聞報道の一側面―満州某重大事件と検閲問題(7)事件に関する当時の報道と検閲状況の詳細については、横島公司
- (光人社、一九七八年)などが挙げられる。これらは、今日からみ年)、相良俊輔『赤い夕陽の満州の野が原に―鬼才河本大作の生涯』州の陰謀者 河本大作の運命的な足あと』(自由国民社、一九五九州の陰謀者 河本大作の運命的な足あと』(自由国民社、一九五九日井勝美「張作霖爆死の真相」『別冊知性 秘められた昭和史』(河出、) 斎藤良衛「張作霖の死」『会津短期大学学報』第五号(一九五五年)、(名) 斎藤良衛「張作霖の死」『会津短期大学学報』第五号(一九五五年)、

ればむしろ資料的価値を有するといえよう。

(9)このように研究が大きく進展した背景には、事件関係者による証 心として―」『六甲台論集』第四三巻第二号(一九九六年一一月)、増 書店、一九八九年)、NHK取材班、 月)、粟屋憲太郎「張作霖爆殺と鳩山一郎の嘘」『東京裁判論』(大月 謀の真意」『戦史研究年報』第六号(防衛研究所、二〇〇三年)、拙稿 二〇〇二年)、白石博司「張作霖爆殺事件―河本大作関東軍高級参 ビックス、吉田裕監修、岡部牧夫・川島高峰訳『昭和天皇』(講談社、 田知子『天皇制と国家』(東大出版会、一九九九年)、ハーバート・ る関東軍上層部―『河本大作供述書』(一九五三年四月一一日)を中 国際文化研究科、一九九六年)、服部龍二「張作霖爆殺事件におけ 的展開過程(二)」『国際文化研究紀要』第二巻(横浜市立大学大学院 波書店、一九九六年)、陸偉「張作霖爆殺への道―日張関係の歴史 月)、立命館大学西園寺公望伝編纂委員会『西園寺公望傳』第四巻(岩 中園裕「政党内閣期に於ける昭和天皇及び側近の政治的行動と役割 月)、佐藤元英 『昭和初期対中国政策の研究』 (原書房、一九九二年)、 ループの田中内閣倒閣運動」『歴史評論』第四九六号(一九九一年八 後の証言』(角川書店、一九九一年)、伊香俊哉 ものとして、井星英「張作霖爆殺事件の真相(一)~(五)」『芸林』三 一巻一号 ~三二巻一号 (芸林会、一九八二年三月~一九八三年三 「昭和初期における新聞報道の一側面―満州某重大事件と検閲問題 -田中内閣期を中心に―」『日本史研究』三八二号 (一九九四年六 新資料の発見が相次いでなされたことが挙げられる。主要な 臼井勝美『張学良の昭和史最 「昭和天皇・宮中グ

(1) 現在においても、同事件に対する「真相」の提起は後を絶たない。 掘 ドミトリー・P.プロホロフ 内藤泰朗「『張作霖爆殺はソ連の謀略 人はソ連諜報員か (総力特集 ヒビ割れ始めた 『歴史の鑑』 新史料発 ロシア工作員たち」『正論』(二〇〇六年五月号)、「張作霖爆殺の犯 郎「昭和史の定説を覆す『ソ連謀略説』の大検証 張作霖を『殺った. と断言するこれだけの根拠」『正論』 (二〇〇六年四月号))、瀧澤一 | あの戦争の仕掛人は誰だったのか!||一白熱の激論 七時間|| | | | | | | |

> る。 同事件における日本の謀略性を否定することにあるように思われ 証が不足しているというよりない。むしろこれらの研究の主眼は、 究蓄積によってもたらされた「定説」を否定するには、 君』(二〇〇六年六月号)。しかしながら、これらの研究は、 である河本自身を含む関係者の証言との矛盾はもとより、 あまりに論 既存の研

巻第一号(日本大学法学会、二〇〇七年)、井星英「秦郁彦氏の『張 れている。秦郁彦「張作霖爆殺事件の再考察」『政経研究』第四十四 会、二〇〇九年)。 作霖爆殺事件の再考察』に対する疑問」『藝林』第五八巻一号 (藝林 その一方で、近年同事件についての再評価の試みがいくつかなさ

- (11) 新田満夫編『極東国際軍事裁判速記録』 第一巻 (雄松堂、一九六八 も同様に成立するという、非常に問題の多い法概念であった。なお なくとも」一網打尽に犯罪は成立し、また、遂行に直接関与せずと 程のいずれかの段階でかかわった事実があれば、「一度も会ってい 年)、五○頁。なお「共同謀議罪」とは、二人以上の者が犯罪行為の 社選書メチエ、二〇〇六年]を参照)。 れるという見解が採られた(粟屋憲太郎『東京裁判への道』上〔講談 の戦争についての共同謀議」も包含し、全て全般的共同謀議に含ま 東京裁判では、満州事変、日中戦争、太平洋戦争をはじめとする「個々 に対する罪である。英米法では、不法な行為について合意の形成過 遂行について合意し、そのうちのあるものが、犯罪を実行すること
- (12) ここで河本大作の実名を挙げず「某大佐」と記しているのは、こ 聞報道の一側面―満州某重大事件と検閲問題―」を参照)。 談命令が遵守されていたためであろう(前掲「昭和初期に の段階では張作霖爆殺事件について内務省警保局から発せられた懇 前掲『極東国際軍事裁判速記録』第一巻、二五八頁。 おける新
- 14 「昭和初期における新聞報道の一側面
- 閲問題 「朝日新聞」、一九四六年七月六日付。 前掲『極東国際軍事裁判速記録』第一巻、 ―」を参照 -満州某重大事件と検

- 当なものであったに違いない。 証言真に論外」と書いている。被告たちの田中に対する憤懣は、 は彼なりと云うも浅まし」と書いている。東條もまた日記に「田中 ョンを起こす」と記し、さらに「証人が被告の席を指差して、犯人 ときの様子を重光葵は、「田中隆吉少将証言台に立ち、センセーシ 前掲『極東国際軍事裁判速記録』第一巻、二二七頁。また、この 相
- (18) 粟屋憲太郎編 『東京裁判資料・田中隆吉尋問調書』 (大月書店、一 九九四年)、一〇~一四頁。
- (1)前掲書、二二〇~二二二頁、二二八~二二九頁。
- 前掲書、三六六頁。
- 21 前掲『東京裁判への道』上、一九九頁。
- によるものと言われている。 不当とすら言えるほど低いものであるが、これらはみな個人的怨恨 るが、それは誤りである。また武藤章や土肥原賢二に対する評価は、 例えば、田中は張作霖爆殺事件に東條が関与していると述べてい
- あり、 も不可能ではなかった。 た、とされる(児島襄『東京裁判』(中公新書、一九七一年))。しか し多田駿は、この当時日本国内におり、証言台に立つことは必ずし 弁護側は、「田中少将の証言の根拠は、存在しない文書と死人で 確かめようのないものばかりではないか」と反対の声をあげ
- 24) 田中への尋問の後、尋問官は河本の逮捕、日本送還の要請を検察 上、一八三~一八四頁)。後に河本は中国政府の手で裁判にかけら 山が河本をかばったため実現しなかった(前掲『東京裁判への道 局に提出している。しかし、河本送還のGHQからの要請は、閻錫 して―」、「張作霖爆殺の全貌、河本大作大佐の供述書を入手」を参 東軍上層部―『河本大作供述書』(一九五三年四月一一日)を中心と れている。その詳細については、前掲「張作霖爆殺事件における関
- (25)直接的には、張作霖を殺害したことが第一に問われるべきであろ うが、言うまでもなくこうした明らかな犯罪行為は、国際法を用い て裁く以前に、国内法において裁かれるべき事柄であった。すなわ

- ち本来ならば、河本は殺人犯として、国内の裁判所(軍法会議)で 裁かれていなければならなかったのである。
- の国際関係』(木鐸社、二〇〇二年) などを参照。 への道』下 (講談社選書メチエ、二〇〇六年)、日暮吉延 東京裁判における訴因の詳細については、栗屋憲太郎 『東京裁判 『東京裁判
- 27) 河本が軍を離れてからの動向については、森克己 『満州事変の裏 面史』(国書刊行会、一九七六年)、前掲『満州の陰謀者 大作の生涯』などに詳しい。 の運命的な足あと』、前掲『赤い夕陽の満州の野が原に―鬼才河本 寺崎英成御用掛日記』(文藝春秋、一 河本大作
- 28) 寺崎英成『昭和天皇独白録 九九一年)、二三頁。
- 前掲書、一三六頁。
- 30) 一連の鳩山が提出した資料には、「田中内閣ト張作霖爆死事件 という事実を隠すため、張作霖爆殺についての責任は軍部、特に関 という鳩山の手記が含まれており、このなかで鳩山は、田中首相が 明をしていた(前掲『東京裁判への道』上、九四~九五頁)。 東軍にあり、田中内閣はこれに関与していないという「虚偽」の説 事件処理の不手際を天皇に叱責されて内閣総辞職を余儀なくされた

(本学文学研究科史学専攻博士課程後期課程